

第23期第5回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時 令和8年3月25日(水) 13:30~14:05

II 場 所 【福島会場】福島県庁西庁舎9階 農林総務課会議室
(福島市杉妻町2-16)
【相馬会場】福島県水産資源研究所 大会議室
(相馬市光陽1丁目1-14)
【いわき会場】福島県水産会館 研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)(諮問・答申)

6 閉会

IV 委員の定数 15名

V 出席者

1 委 員 (15名)

今野 智光 会長 鈴木 哲二 会長代理 (WEB参加)
今泉 浩一 委員 狩野 一男 委員 平 仁一 委員
永瀬 哲浩 委員 久田 要一 委員 森田 政利 委員
吉田 康男 委員 渡邊 登 委員 鈴木 由美子 委員
宮崎 奈穂 委員 (WEB参加) 渡邊 千夏子 委員 (WEB参加)
氏居 俊夫 委員 宮下 朋子 委員 (WEB参加)

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

| 所属及び職名 | 氏名 |
|-------------------|--------|
| 水産課長（併）海区事務局長 | 平田 豊彦 |
| 水産課主査 | 平川 直人 |
| 水産課主査 | 寺本 航 |
| 水産事務所長 | 佐久間 徹 |
| 水産事務所主任主査 | 實松 敦之 |
| 水産海洋研究センター所長 | 山廻邊 昭文 |
| 水産海洋研究センター副所長 | 根本 芳春 |
| 水産資源研究所長 | 後藤 勝彌 |
| 海区事務局 主幹兼次長（総務担当） | 菅野 学 |
| 〃 次長（業務担当） | 佐藤 太津真 |
| 〃 副主査 | 酒井 理沙 |
| 〃 主事 | 渡部 もも |
| 〃 主事 | 新妻 樹 |
| 〃 主事 | 金子 正子 |

1 開会 (13:30~)

| | |
|-----------|--|
| 事務局(佐藤次長) | 定刻となりましたので、これより第23期第5回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。 |
|-----------|--|

2 会長挨拶

| | |
|-----------|--|
| 事務局(佐藤次長) | はじめに、会長より御挨拶をお願いいたします。 |
| 今野会長 | 本日は、年度末のお忙しい中、第23期第5回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。 さて、本日は、くろまぐろの漁獲可能量の変更について、知事より諮問されましたので、急遽お集まりいただきました。 十分に御協議いただくことをお願いしまして、私からの挨拶といたします。本日はよろしく申し上げます。 |

3 出席状況報告

| | |
|-----------|---|
| 事務局(佐藤次長) | 次に、委員の出席状況を御報告いたします。 本日は委員15名中、福島会場に1名、相馬会場に6名、いわき会場に4名の委員に御出席いただき、また4名の委員が職場やご自宅などからインターネット上での御出席となっております。 いずれも福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定による、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。 よって、出席委員数は15名全員出席であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。 |
|-----------|---|

4 議事録署名人選出

| | |
|-----------|--|
| 事務局(佐藤次長) | 議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。 福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。 では会長、よろしく申し上げます。 |
| 今野会長 | それでは、議事録署名人には、鈴木哲二委員、鈴木由美子委員を指名いたします。両委員には、よろしく申し上げます。 |
| 両委員 | (「はい」との声あり) |

5 議題

| | |
|-----------|--|
| 事務局(佐藤次長) | これより議事に入ります。 議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっております。 会長、よろしく申し上げます。 |
|-----------|--|

(1) 議案

| 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)(諮問・答申) | |
|---|--|
| 議長 | <p>議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p> |
| 平田課長 | <p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>議案第1号「特定水産資源の漁獲可能量の変更について(くろまぐろ)」を御説明いたします。</p> <p>資料5ページをお開きください。</p> <p>令和8年3月23日付け7生流第4988号で貴委員会へ諮問しております。</p> <p>今回の諮問は、特定水産資源のうち「くろまぐろ」に関して、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7管理年度における、国から都道府県に配分されている都道府県別漁獲可能量に変更されたことから、知事が定める知事管理漁獲可能量を変更する必要があるため、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 平川主査 | <p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>議案第1号の内容について御説明します。</p> <p>資料6ページを御覧ください。</p> <p>1の「概要」を御覧ください。</p> <p>今回の諮問は、特定水産資源のうち「くろまぐろ」について、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7管理年度における知事管理分の漁獲可能量の変更に係る諮問です。</p> <p>国において定める都道府県の漁獲可能量が、漁業法第15条第6項の規定に基づき変更されたことから、知事は、福島県資源管理方針第8による別紙1-1に即して、知事が管理する区分における漁獲可能量を変更することとなりますので、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>まず、今回の追加配分の経緯について説明します。</p> <p>資料7ページ、(2)「知事管理漁獲可能量の配分について」のなかの表を御覧ください。</p> <p>令和7管理年度のくろまぐろ(小型魚)について、年間計の漁獲実績が37.0トンとなり、漁獲可能量34.1トンを2.9トン超過していました。</p> <p>超過したままだと、来管理年度の都道府県別漁獲可能量から超</p> |

過分を差し引かれることに加え、追加配分が得られなくなることから、他の道県から漁獲可能量を譲り受けるために2～3月に融通調整をしていたところ、北海道より4.2トンが譲り受けられることとなりました。

これを農林水産大臣に報告したところ、大臣より令和8年3月18日付けで変更通知が発出され、4.2トンが追加配分されました。

資料6ページにお戻りください。

4の「変更の内容」の表を御覧ください。

表の中の太い枠で囲んだ部分が、今回の変更に関係する部分です。

まず、都道府県別漁獲可能量についてです。

農林水産大臣からの変更通知に基づき、くろまぐろ（小型魚）の都道府県別漁獲可能量が、4.2トンが追加で配分され、現行の34.1トンから38.3トンに変更されました。

続いて、知事管理区分に配分する数量についてです。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）において、新たに配分される4.2トンを全量割り当てることとし、現行の20.5トンから24.7トンに変更します。

なお、資料7ページの（2）「知事管理漁獲可能量の配分について」に記載のとおり、令和8年2月12日に採捕停止命令を発出し、2月13日から3月31日まで採捕停止期間となっております。

また、未利用分が生じた場合は、令和7管理年度当初の都道府県別漁獲可能量22.9トンの10%である2.2トンを上限として、令和8管理年度に繰り越される見込みです。

資料8ページを御覧ください。

県報に登載し、告示する案でございます。

「1 上半期（令和7年4月1日から令和7年9月30日まで）」については「福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）」に配分する量が13.6トンで、現行と変わりません。

「2 下半期（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで）」については「福島県くろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）」に配分する量を24.7トンと変更します。

なお、福島県くろまぐろ漁業とは、本県に住所のある者がくろまぐろを採捕する漁業を指すもので、漁法を特定するものではなく、知事がくろまぐろについて漁獲量の管理を行う区分の名称です。

本県におけるくろまぐろの採捕は、国から配分を受けた数量を、水域や漁法、採捕する時期により区分せず、県で一体として漁獲量を管理していくこととしております。

| | |
|------|--|
| | <p>また、くろまぐろに関する漁獲可能量の告示に関しまして、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | ただ今の説明に対して、御質疑等ございませんか。 |
| 永瀬委員 | よろしいでしょうか。 |
| 議長 | はい、永瀬委員。 |
| 永瀬委員 | 超過分の4.2トンのうち、漁協所属者の超過分と漁協無所属者の超過分が、それぞれどのくらいだったか分かれば教えてください。 |
| 平川主査 | <p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>超過分については、福島県のくろまぐろ漁業において2.9トン超過しています。</p> <p>これについて漁協所属者、漁協無所属者に限らず、福島県全体で2.9トン超過している状況を示しております。</p> |
| 永瀬委員 | 漁協所属者はすぐ数量が分かるので、採捕停止命令が発出されてもすぐに対応できますが、漁協無所属者から1週間遅れで数量報告されると、超過数量が多くなると思います。 |
| 平川主査 | <p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>漁協所属者については漁協から報告していただいております。漁協無所属者については各個人から水産事務所に報告をいただいております。</p> <p>それを集計した結果、このような漁獲量になっています。</p> |
| 永瀬委員 | <p>いわき市中央卸売市場に聞いたところ、水揚げしたその日に数量は分かるとのことでした。</p> <p>いわき市中央卸売市場に数量を直接聞けば、このように超過数量が多くなることはないと思います。</p> <p>最後の日になると、一気に漁獲が積み上がってしまいます。</p> <p>超過数量が多いと配分量が減ってしまうので、そこを県で管理していただきたいと思います。</p> |
| 平川主査 | <p>はい、議長。</p> <p>水産課の平川です。</p> <p>漁協無所属者については、電話等で水揚げ数量の確認を行っており、今後迅速に漁獲量を集計できるように努めていきたいと思っています。</p> |
| 永瀬委員 | <p>近年くろまぐろの来遊量が増えてきているので、本格操業に向けて、毎年少しずつ配分量を増やしていただかないと困ります。</p> <p>現在の福島県の配分量だと、1週間で消化してしまいます。</p> <p>現在、福島県沖が一番良い漁場になっており、大間や千葉など</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>の他県船が福島県沖で100kgから200kg台のくろまぐろを漁獲しています。</p> <p>そのくろまぐろを東京の市場に持っていくと、1kg1万円で売れるそうですが、それを私たちは指をくわえて見ているだけです。</p> <p>ですので、長めに漁獲できる体制を県で検討していただきたいです。</p> <p>個別配分だと、自分たちで採捕数量を調整し、長く漁獲することができます。</p> <p>そうすれば、隣県で採捕停止命令が発出されても、その期間に福島県で漁獲することができれば、魚の値段も上がります。</p> <p>去年は1kg1,300円くらいでしたが、今年は一気に漁獲があったので、良い魚でも1kg600円から700円でした。</p> <p>くろまぐろは無制限に漁獲できるものではないので、自分たちで調整ができ、長めに漁獲できる体制にしてほしいです。</p> |
| 平田課長 | <p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>永瀬委員からのお話について、配分量の増枠については、中西部太平洋まぐろ類委員会の増枠措置になっていきます。</p> <p>まず、現在の漁獲量のデータを提出していくことで、国への配分に繋がっていくと思います。</p> <p>漁期については、長めに漁獲したいため個別配分にしてほしいという話がありましたが、現在の承認数及び配分量を考慮すると極小的な値になって、あっという間に枠を消化してしまうおそれがあります。</p> <p>これについては制度よりも、どのようにすれば長く漁獲できるか、技術的な面で相談に乗りたいと思いますので、御理解ください。</p> |
| 永瀬委員 | <p>同じ承認と言われればそうですが、漁業者はくろまぐろを漁獲して生活していますが、漁協無所属者はお金になるからくろまぐろを漁獲しています。</p> <p>漁業者と漁協無所属者を同じように考えられても困ります。</p> <p>前までそのような人たちはいませんでしたが、現在はそのような人たちが増えてきています。</p> <p>競争になってしまっているのが現状ですが、個別配分にすれば、自分たちで漁獲を調整し、長く漁獲することができます。</p> |
| 平田課長 | <p>はい、議長。</p> <p>水産課の平田です。</p> <p>制度よりも、どのようにすれば長く漁獲できるか、技術的な面で相談に乗りたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>永瀬委員、よろしいでしょうか。</p> |
| 永瀬委員 | <p>今のところはそれしかないです。ありがとうございました。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 議 長 | <p>漁業者とレジャー船の問題は、福島県だけではなく、全国各地で発生しています。</p> <p>個別配分や漁業者はくろまぐろを漁獲して生活していると言っても、水産庁からはっきりした返答をもらえません。</p> <p>漁業者は単価の高いときに漁獲したいという考えがあります。</p> <p>レジャー船の団体があれば話し合いができますが、レジャー船は団体がいないため話し合いができません。</p> <p>くろまぐろなどの資源管理している魚に関して、課題があるということは水産庁も認識しています。</p> <p>強制的にレジャー船の団体を作らせるわけにはいかないのです、お願いベースでレジャー船の団体を作り、漁業者との話し合いの場を設ける方向で話は進んでいるため、今後経緯を見て判断していくようになると思います。</p> <p>永瀬委員、よろしいでしょうか。</p> |
| 永瀬委員 | 分かりました。 |
| 議 長 | そのほか御質疑等ございませんか。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 議 長 | 質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。 |
| 各委員 | (「はい」との声あり) |
| 議 長 | <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第1号、特定水産資源の漁獲可能量の変更(くろまぐろ)について「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p> |
| 各委員 | (挙手総員) |
| 議 長 | <p>会場およびWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので「異議なし」として答申することに決定いたします。</p> |
| 6 閉会 | |
| 議 長 | <p>これで予定された議題について、すべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第23期第5回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p> |

令和8年3月25日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会 長：今野 智光 

議事録署名人：鈴木 哲二 

議事録署名人：鈴木田美子 

